

シブズ野木町のゴミ処理

⑤ プラ容の分別について

昨年4月から「プラ容器」の分別が新たに始まりました。プラ容器とは、商品の自身を取り出したり食べたりして不要となる、プラスチック製の容器包装です。家庭から排出される可燃ごみのうち、プラ容器は約30%を占めています。プラ容器には簡単に識別できるようにプラマークが表示されています。分別されたプラ容器は、プラスチックの原材料等にリサイクルされます。ごみの量を減らし、リサイクルの向上を図るためにも、プラ容の分別にご協力お願いします。



この識別マークが付いているものがプラ容の対象です。

よくある質問

Q1 汚れはどの程度落とせば良いのですか？

○せっかく分別しても、汚れていると資源としてリサイクルできません。目で見て汚れが取れていければ良い程度に、食器を洗った残り水などですすいでください。

○すすいだ後、乾かしていただければベストですが、よく水切りをして

いただければ大丈夫です。
○洗剤を使ってゴシゴシ洗う必要はありません。

Q2 「プラ容器」にはいろいろな種類があるが、種類ごとに分けて出さないとダメですか？

○種類ごとに分ける必要はありません。透明または白色半透明の袋で一括して出してください。

○袋は二重にして出さなくてください。(二重袋とは、レジ袋などの小袋に入れたプラ容器を、さらに大きな袋に入れて二重にすることです。リサイクルの支障となるので、必ず一重にしてください。)

Q3 ケチャップやマヨネーズ、わさびなどのチューブ容器のように汚れが落としにくいものや油分のべとつきが取れないものはどうすれば良いのですか？

○汚れが落ちないものは「可燃ごみ」として出してください。

Q4 発砲スチロールは「プラ容器」で出して良いのですか？

○ダンボール箱の中の商品を保護する発砲スチロール(緩衝材)は、外箱などに「プラ容器」であることを示す識別マーク(プラマーク)が表示されています。細かくして袋に入れて「プラ容器」で出してください。

Q5 なぜ汚れをとる必要があるのですか？

○分別収集された「プラ容器」は、リサイクル業者が引き取り、建築資材などにリサイクルされています。汚れがひどい場合や異物が混入していると、容器包装リサイクル法で定められた基準に合わないため、リサイクル業者へ引き渡しができません。(汚れが付着していないものや汚れを落としたものを「プラ容器」で出して出してください。)

Q6 スナック菓子やお茶の袋で、内部がアルミコーティングされているものの分別は？

○プラマークのあるものは「プラ容器」として出してください。

○はたいて中をきれいにしてお出してください。

Q7 トレイにかかっているラップの値札などの紙シールは、はがさないといけないのですか？

○少量の紙シールであれば、リサイクルすることはできます。はがれにくいものは付いたままでも結構です。

Q8 スーパーなどで生鮮食品を包んでいるラップと、家庭で使ったラップの分別方法を教えてください。

○商品の包装として使われたラップは「プラ容器」として出してください。

○家庭で使ったものは、材質は商品を抱えているラップと同じですが、容器包装リサイクル法では「プラ容器」に当たらないので、「可燃ごみ」として出してください。

Q9 レジ袋はどうすれば良いですか？

○レジ袋は「プラ容器」として出してください。また、二重袋にならないようにご注意ください。(マイバッグ等を利用してレジ袋を増やさないように工夫してください。)

Q10 ペットボトルを出すときはどうすれば良いのですか？

○キャップとラベルが「プラ容器」の対象となります。

○ペットボトルは、これまで通り中をすすいでから「資源物」として出してください。

Q11 プラスチック製なのに、なぜ洗面器やコップは「可燃ごみ」なのですか？

○商品の入っていた容器や包装に使われているプラスチックやニールが対象となりますので、容器自体が商品である洗面器やコップなどは「可燃ごみ」になります。

問 生活環境課 電話(57)4247